

## ナラ枯れ被害対策の広域的な強化を国に求める意見書

わが国の国土の67%を占める森林は、地球温暖化の防止、国土の保全、水流涵養など生活に欠く事がない多面的機能を有している。森林2500万haのうち、1300万haは天然林であり、そのうち約1100万haが天然広葉樹林である。わが国の天然広葉樹林のなかでナラ枯れと思われる被害は早くから各地で記録されており、新しい生物被害ではないが1980年代以降、被害が急激に拡大し始めた。2010年度の被害量（被害材積）32.5万m<sup>3</sup>（林野庁）をピークに減少傾向にあったが、2019年度は約6万m<sup>3</sup>の被害量となっており、2018年度に比べ、約1.5万m<sup>3</sup>の増加である。

東京都では2010年度に島しょ部（三宅島、御蔵島、八丈島）で被害が確認された後、内地での被害は確認されていなかったが、2019年度に入って都立公園にナラ枯れの症状が確認された。多摩地域でも昨年度から急速に被害が広がっている。

よって国においては、カシノナガキクイムシに対する被害の拡大防止を行うため、以下の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 被害の拡大防止のため、広域的な視点で国・県・都・関係市町村が連携して一体的に被害木の駆除に取り組むことが必要であり、このための態勢を整えると共に、これに伴う財政的措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。